低所得世帯を対象に灯油代5千円を助成します

町では、低所得世帯を対象に灯油代を一部助成します。対象になると思われる世帯には、1月中に申請書類を送付しますので、必要事項を記入し、申請してください。

なお、申請書類が送付されない方でも対象と思われる方はお問い合わせください。

▽助成を受けられる世帯　平成28年12月1日現在、本町に住民登録があり、平成28年度の町民税が世帯全員非課税で、次の①～③のいずれかに該当する世帯

①高齢者世帯　満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

②障がい者世帯など

・身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯

・療育手帳の交付を受けている人がいる世帯

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯

・特別児童扶養手当を受給している人がいる世帯

・障害基礎年金を受給している人がいる世帯

・要介護4または5の認定を受けている人がいる世帯

・知的障がい児または知的障がい者の判定を受けている人がいる世帯

③ひとり親世帯

・平成10年4月2日以降に生まれた児童が療育されている母子世帯、父子世帯

・父母がともにいない児童が療育されている世帯

※ただし、社会福祉施設などに入所している人および長期入院（継続して6カ月以上）している人は対象になりません。

▽助成額　1世帯当たり5千円

▽支払い方法　口座振り込み

▽申請期間　1月16日～2月17日（土・日曜日を除く）

▽申請に必要な物　申請書、印鑑、預金通帳

◆申請先・問い合わせ　町健康福祉課高齢者福祉係（☎82－3111内線149）へどうぞ。

町選挙管理委員が決定
委員長に鈴木協子氏

町選挙管理委員会委員長
鈴木　協子（きょうこ）さん

12月13日から開かれた町議会定例会で、任期満了を迎えた町選挙管理委員会委員と同補充員に、次の8人が選出されました。任期は平成32年12月18日までの4年間です。

12月19日には、委員4人による初の選挙管理委員会が開かれ、委員の互選により鈴木協子さんが委員長に選出されました。また、委員長の職務代理者には木村幸喜（こうき）さんが選ばれました。

◆町選挙管理委員会委員

職　名	氏　名	年齢	地区
委員長	鈴木　協子	72	山田
職務代理者	木村　幸喜	65	織笠
委員	齋藤　茂	65	船越
〃	豊間根　和博	62	豊間根
補充員	大川　貞子	73	大沢
〃	貫洞　寛喜	62	大沢
〃	斉藤　営子	53	荒川
〃	船越　達	47	船越

県と町で特定不妊治療費を助成

県と町では、特定不妊治療費助成事業を実施しています。内容など、詳しくはお問い合わせください。

◎不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成事業（県事業）

▽助成対象者　法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の①～③の条件をすべて満たす方

①夫婦またはいずれか一方が県内（盛岡市を除く）に居住していること

②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に判断されていること

③治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

④夫婦の所得の合計が730万円未満であること

▽対象となる治療　岩手県知事が指定した医療機関で受けた保険診療の適用とならない特定不妊治療（対外受精、顕微授精）に限る

▽県内指定医療機関　岩手医科大学附属病院、さくらウィメンズクリニック

▽助成額　夫婦一組に対して、1回の治療につき15万円（初回治療に限り30万円）

※ただし治療ステージCおよびFの治療にあたっては7万5千円を限度とします。

※平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は助成しません。

▽申請期限　治療を終了した日の翌日から3カ月以内

◆申請先・問い合わせ　宮古保健所（☎64－2218）へ。

◎山田町特定不妊治療費助成事業

▽助成対象者　法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の①～③の条件をすべて満たす方

①治療を開始した以前から、夫婦の住所が本町にあること

②上記県事業「不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成金の交付決定を平成27年4月以降に受けた方

③県助成金以外に他市町村から特定不妊治療の助成を受けていない方

▽対象となる治療　上記県助成対象と同じ

▽助成額　夫婦一組につき、助成対象治療に要した費用から県助成金を控除した額

▽申請期限　上記県事業の助成金交付決定を受けてから1カ月以内

◆申請先・問い合わせ　町健康福祉課健康づくり係（☎82－3111内線144）へ。